

## 第2号議案

### 財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

平成30年2月1日提出

新城市長 穂 積 亮 次

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的  | 事務用  |
| 2 | 品名及び数量 | タブレットパソコン 640台   |
| 3 | 取得金額   | 176,904,000円   |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 5 | 契約の相手方 | 豊橋市駅前大通三丁目52番地 トヨハシセンタービル<br>扶桑電通株式会社豊橋営業所<br>所長 足 立 直 浩 |

### 理 由

この案を提出するのは、職員が事務処理を行うためのタブレットパソコンを取得するため必要があるからである。